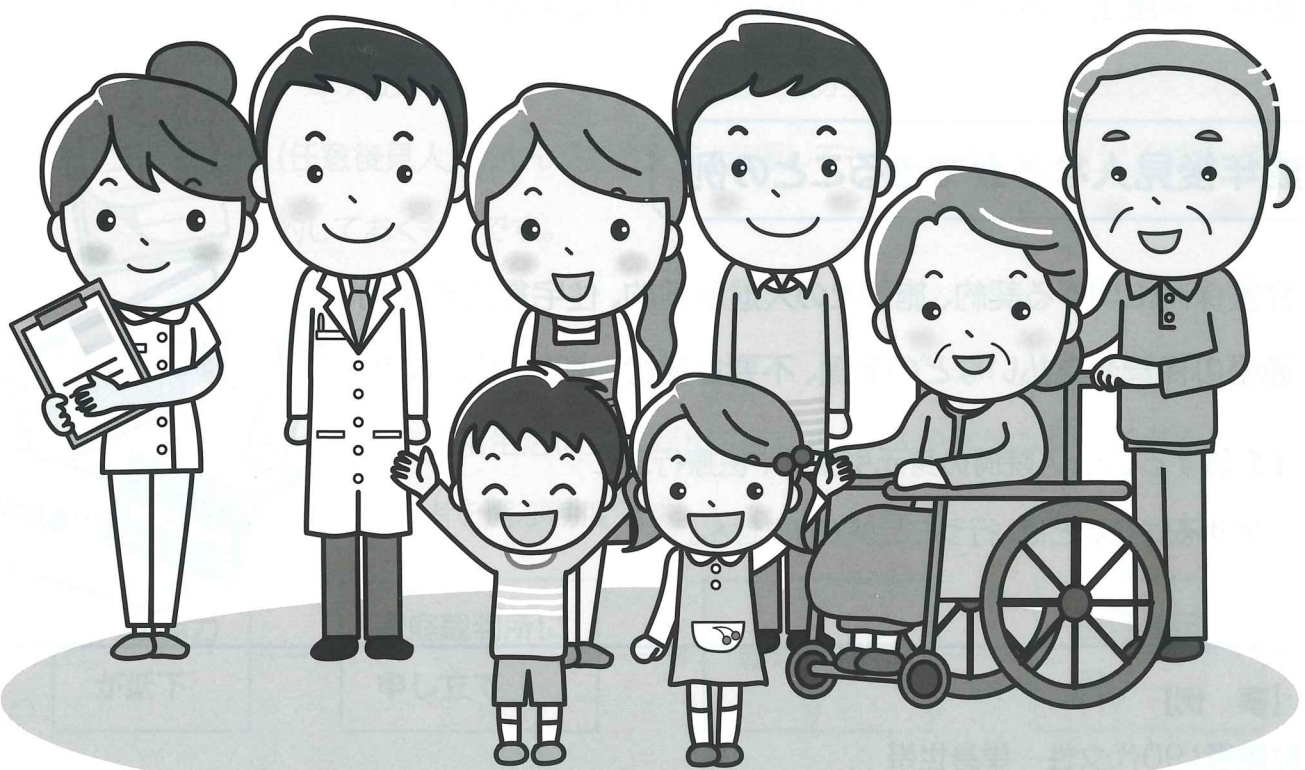


地域包括

支援センター

ニュース



清水町地域包括支援センター

ところ 清水町堂庭221-1 福祉センター内

でんわ 9 8 1 - 1 6 7 5

成年後見制度とは

認知症などにより、判断能力が不十分な方について、家庭裁判所が法律的に保護し、支援する者(成年後見人など)を選ぶことが、成年後見制度となります。

成年後見制度の種類

- 判断能力が不十分になる前 ⇒ ① 任意後見制度
- 判断能力が不十分になってから ⇒ ② 法定後見制度



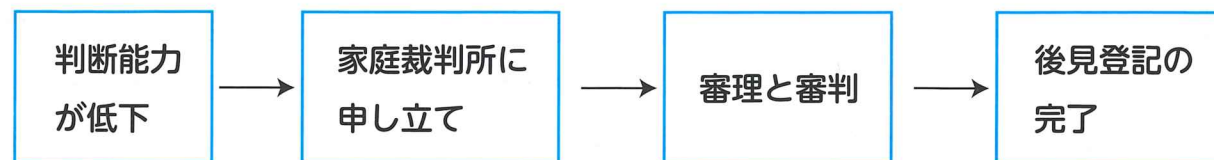
①任意後見制度(判断能力がある方が対象)



本人の判断能力が十分あるうちに、あらかじめ自分で支援してくれる者(任意後見人)を選んでおきます。支援してもらう内容などを「公正証書」で契約しておくものです。

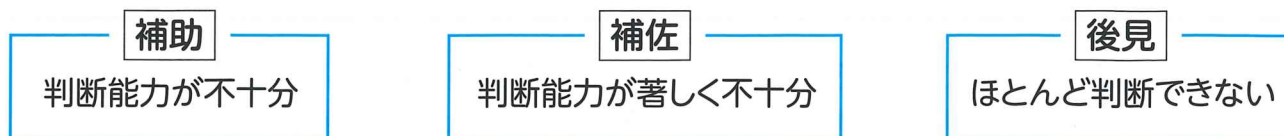
②法定後見制度

本人の判断能力が低下し日常生活に支障が出てきたら、本人や家族などが家庭裁判所に申し立てを行って、支援する者を選ぶ制度です。



判断能力の度合いに応じて、「補助」「補佐」「後見」という3種類の支援制度が用意されています。

判断能力



法定後見制度を利用するための手続き

本人の住所地を管轄する家庭裁判所(清水町は静岡家庭裁判所沼津支部)に申し立てを行います。

申し立てできる者 ⇒ 本人・配偶者・4親等内の親族

※申し立てできる者がいない場合、町長が申し立てすることができます。



成年後見人などに選ばれる者

本人の状態に応じて家庭裁判所が最も適していると判断した者を選任します。

親族、弁護士、司法書士、社会福祉士、市民後見人など

成年後見人などができることの例

介護保険に関する契約、施設との入退所契約、住宅賃貸借契約、通帳の保管や支払いなどの支援、不要な契約の取り消し、など

※介護すること、入院時の身元引受けや医療行為に関する同意などは、行うことができません。



【事例】

対象者: 90代女性 単身世帯

数年前から、判断能力の低下(軽度の認知症)がみられるようになる。一人で金銭の管理や介護保険のサービス利用における契約が難しくなる。

身寄りがおらず、不安に感じたサービス提供事業所が地域包括支援センターに相談。本人、関係者で話し合いをした結果、家庭裁判所に「補佐」の申し立てを行うことになる。

地域包括支援センターで、弁護士の調整や必要な書類を整える支援を行う。

結果、「補佐」の申し立てを行うことができた。

地域包括支援センターが対応した事例を紹介します

認知症で受診や服薬を拒否していたケース

対象者: 男性 76歳 長男家族と同居

相談者: 長男の嫁

相談内容: 2年前に認知症と診断されたが、本人は「どこも悪くない。」と受診や服薬を拒否。物忘れが進み物をなくす、5分前のことを忘れる、同じ話をくり返す、最近怒りっぽくなった。

対応: 自宅を訪問し、本人・家族と面談。つじつまが合わない、日にちや年齢を間違えるなどの認知機能の低下がみられた。家族は本人の言うことに対し強い口調で否定するなど、認知症の理解や対応ができていなかった。**認知症初期集中支援チーム**で対応。かかりつけ医に相談し、継続的受診と服薬ができるようになった。また、家族に認知症を理解してもらうため、チーム員と一緒に対応方法について話し合い**認知症サポーター養成講座**や**介護者のつどい**への参加を案内。介護保険の認定を受け、デイサービスで楽しい時間を過ごすことができ、笑顔が増えた。家族の介護負担も軽減した。

ゴミ出しができないケース

対象者: 男性 80歳 一人暮らし

相談者: 近所の人

相談内容: 本人が、腰が痛くて動けない。ごみの臭いが外までする。親族と疎遠。

対応: 自宅を訪問し、痛みの様子や生活状況を確認。2週間ぐらい前に尻もちをつき腰を痛めた。何とかトイレに行くが間に合わない。生活ごみが散乱し異臭が強い。配食サービス・緊急通報システム・外出支援サービス・軽度生活援助事業や介護保険サービスを案内するが「自転車で買い物に行き、好きなものを買って食べている。病院は嫌いだから行かない。介護の世話にはならない。」と拒否した。毎月訪問して自分でごみを出せるように分別方法や曜日について再確認するが、朝起きるのが遅いためごみ出しができず、しばらくするとごみの分別をしなくなり、ごみが散乱し始めた。本人了承のもと民間業者に定期的にごみを回収してもらうようになった。庭の植木の剪定は相談者がやってくれるとの返事をもらった。

※清水町地域包括支援センターでは、高齢者のさまざまな相談に対応しています。

ご自身のことのみならず、ご家族のこと、ご近所の方のことなど、お気軽にご相談ください。